

専門医紹介サービス ベストドクターズ®サービスご利用案内

ベストドクターズ社(*1)が、優秀な専門医(Best Doctors in Japan™)の中から 治療やセカンドオピニオン(*2)の取得に適した日本の医師をご紹介します!

(*1)ベストドクターズ社とは?

ベストドクターズ社は米国に本拠を置き、世界各国で病状に応じた適切な治療やセカンドオピニオン取得のための名医紹介などを行っています。日本では現在約6,100人が優秀な医師「Best Doctors in Japan」として選出されています。(平成26年7月現在)

(*2)セカンドオピニオンとは、診断や治療方針などについて主治医以外の医師から意見を求めることをいいます。主治医以外の医師の意見を参考に、お客様ご自身がより納得した治療が受けられることを目的としています。

以下の疾患に罹患したと診断確定された場合には、「ベストドクターズコールセンター」にお電話ください。

広義のがん

(良性脳腫瘍を含む)

心臓疾患

(原則、手術を必要とするもの)

脳卒中

(原則、手術を必要とするもの)

肝臓病

(原則、手術を必要とするもの)

眼科疾患

(原則、手術を必要とするもの)

整形外科疾患

(原則、手術を必要とするもの)

婦人科疾患(不妊治療は除く)

(原則、手術を必要とするもの)

その他、いわゆる難病の 一部などもご利用いただける 場合があります

※上記の対象疾患は変更されることがあります。また、地域や内容によってはご要望に沿えない場合があります。
※ベストドクターズ・サービスの対象となる疾患や診断確定の基準等は、アクサ生命の提供する商品のものとは異なります。

Medi-A×N(メディ・アン)をご契約の被保険者様は、ベストドクターズ・サービスをご利用いただけます!

※被保険者様ご本人が病名をご存知ない場合などには、被保険者様の所定のご家族の方がご利用になれます。(この場合、被保険者様が利用された場合と同様のお取扱いとなります。)

ベストドクターズ・サービスのご利用にあたって

- ●ベストドクターズ・サービス(以下、「当サービス」)は、ベストドクターズ社が提供するサービスであり、アクサ生命の提供する保険またはサービスではありません。ご利用に関して生じた損害についてアクサ生命は責任を負いません。
- ●当サービスは、「Medi-A×N(メディ・アン)」(限定告知・無解約払戻金型終身医療保険14)をご契約の被保険者様がご利用になれます。 なお、被保険者様ご本人が病名をご存知ない場合などには、被保険者様の所定のご家族の方がご利用になれます。(この場合、被保険者様が利用された場合と同様のお取扱いとなります。)
- ●ご利用の際は、ベストドクターズ社が別途定める利用規約に同意の上、お申込みください。
- ●当サービスご利用のお申込みがあった場合には、ご利用資格確認のためお申込みがあった旨をベストドクターズ社からアクサ生命に連絡いたします。ただし、専門医の診断・その他当サービスの利用内容に係る情報を連絡することはありません。
- ●治療費・セカンドオピニオンの取得にかかわる費用等は全て利用者ご本人でご負担いただきます。
- ●入院・転院を目的としたサービスではありません。
- ●緊急手術が必要な場合には対応できません。
- ●対象疾患1症例につき、1名ずつ最大で3名の専門医を紹介いたします。(紹介は1名ずつとなります。)
- ●ベストドクターズ社は、適切に当サービスを提供すべく努力いたしますが、ご利用に関して生じた一切の損害について責任を負いません。
- ●記載の内容は平成27年3月現在のものであり、今後当サービスの内容を変更または廃止する場合があります。
- ●優秀な専門医とは、ベストドクターズ社が多数の医師に対して実施したアンケートをもとに選出した、医師が推薦する名医です。
- ●当サービスは、対象となるご契約が有効である場合にご利用いただけます。
- ●当サービス利用のお申込みは、アクサ生命との保険契約についての保険金・給付金等のご請求を兼ねるものではございません。保険金・給付金等のご請求は、アクサ生命が定めるお手続きに従って行っていただきます。

詳細については、ベストドクターズ・サービス利用規約にてご確認ください

対象疾患に罹患したと診断確定された場合には… ベストドクターズコールセンターへお電話ください



電話番号はアクサ生命ホーム ページでご確認ください。

携帯電話・PHSからもご利用になれます。

●受付時間/月~土曜日 10:00~21:00 (祝日、12月29日~1月4日は除く)

通話料無料

- ・原則として、被保険者様からお電話ください。
- ・ベストドクターズ・サービスは、匿名でのご利用は受付できかねます。・ご利用の際には、保険証券番号、お名前、生年月日、ご連絡先をお申し出いただ きます。お手元に「保険証券」または「ご契約内容のお知らせ」もしくは「ご契約 覧」をご準備のうえ、お電話ください。
- ・お電話にて、ご本人であることを確認させていただきますのでご了承ください。 ・ご利用対象者であることの確認のため、ベストドクターズコールセンターは保険 証券番号、お名前、生年月日をアクサ生命に連絡いたしますのであらかじめご了承 ください。

サービスご利用の流れ

ベストドクターズコールセンターにご連絡いただいてから 8日以内に専門医を書類にてご案内いたします。

お客様

ベストドクターズ コールセンターへ 連絡

STEP2 >> ベストドクターズ コールセンタ-

専門スタッフ(看護 師資格保持者)が診 断名、現在および過 去の治療内容など をヒアリング

STEP 3 ベストドクターズ コールセンター

病状に応じた適切 な専門医を選定し、 お客様に書類にて ご案内

お客様

案内された専門医 への受診を決めた らコールセンタ・ へ連絡

STEP ベストドクターズ コールセンター

専門医への受診連 絡を行ったうえで、 お客様に専門医の 予約・受診方法等を ご案内

STEP

お客様

直接病院へ予約の うえ、専門医を受診

8日以内

※治療費・セカンドオピニオン取得にかかわる費用等は利用者負担

A&Q

 (\c)

ベストドクターズ・サービスはアクサ 生命が提供するサービスではないの ですか?



アクサ生命は、対象契約の被保険者様に、ベストドクターズ・サービスを利用 できる機会を提供しております。

実際にサービスを提供するのは「ベストドクターズ社」であり、アクサ生命が サービスを提供するわけではございません。

Q2

「無料のサービス」とのことですが、 -切費用はかからないのですか?



専門医をご紹介することについて、費用はかかりません。ただし、紹介された専門医 の診察を受ける際にかかる費用やセカンドオピニオンの取得にかかわる費用、必要 書類の準備にかかる費用等(*)につきましては、利用者ご本人でご負担いただきます。 *紹介する専門医によっては、カルテや紹介状が必要となるケースがあります。

 $\bigcirc 3$

被保険者本人が病気であることの告 知を受けていない場合(対象疾患に 罹患していることを知らない場合)、 家族が代わってベストドクターズ・ サービスの利用を申込むことはでき ますか?



ご家族(*1)が被保険者様に代わってベストドクターズ・サービスの利用を申込む ことができます。病気であることの告知を受けていない場合のほか、つぎのい ずれかに該当する場合には、ご家族が被保険者様に代わってお申込みいただく ことができます(*2)。

- ●被保険者様ご本人が、認知症、自律神経失調症、躁鬱病、神経症、統合失調症 その他これらに類する疾病に罹患している場合
- ●被保険者様ご本人の病状・治療状況・年齢等によりご本人による本サービスの 利用が困難な場合
- *1:被保険者様の①配偶者様、②2親等以内のご親族、③法定代理人に限ります。
- *2:ご家族からお申込みいただいた場合、被保険者様ご本人への告知の有無に 関わらず、お申込みいただいたご家族宛に「専門医ご案内の書類」を送付 いたしますので、ご留意ください。

 $\bigcirc 4$

健康診断で、がんに罹患している可 能性があると指摘されました。 ベストドクターズ・サービスを利用す ることはできますか?



罹患した疑いがあるだけでは、ベストドクターズ・サービスを利用することはで きません。

利用するためには、「対象疾患に罹患したと『診断確定』されていること」が必要 となります。

Q5

診察を受けたい医師がいるのですが、 こちらから特定の医師を指名して、 紹介してもらうことはできますか?



お客様が医師を指名することはできません。

ベストドクターズ社が独自の基準で選出した優秀な医師(Best Doctors in Japan)の中から、病状に適した専門医を、ベストドクターズ社が選定のうえ、 ご紹介いたします。

Q6

希望する地域を限定して医師を紹介 してもらうことはできますか?



ご紹介する専門医は、お客様が受診可能な地域を伺ったうえで、選定いたします。 しかしながら、「優秀な医師」は、「この地域で何名」というように選出するのではなく、 医師同士のアンケートの結果をもとに選定しております。そのため、病状に適した 専門医がご希望の地域内におらず、ご紹介できない場合もある点、ご了承ください。

第1条(本サービスの趣旨)

ベストドクターズ・サービス(以下、「本サービス」といいます。)とは、次条に定めるサービス対象者が、別表1に定める対象疾患(以下、「対象疾患」といいます。)に罹患したと医師により診断確定された場合に、ベストドクターズ社(以下、「弊社」といいます。)が独自の基準で選定した医師を紹介するサービスです。

第2条(本サービスの提供)

- 1. 弊社は、アクサ生命保険株式会社(以下、「アクサ生命」といいます。)との間で、別表2に定める保険契約(以下、「所定の保険契約」といいます。)を締結している場合に限り、所定の保険契約の被保険者(以下、「サービス対象者」といいます。)に関して、ベストドクターズ・サービス利用規約(以下、「本規約」といいます。)に従い、本サービスを提供します。
- 2. 本サービスを利用する権利を有する者(以下、「サービス利用者」といいます。)は、サービス対象者とします。
- 3. 前項にかかわらず、サービス対象者の法定代理人、サービス対象者の配偶者、またはサービス対象者の2親等以内の親族(以下、総称して「サービス対象者の家族等」といいます。)から、次の各号のいずれかに該当する旨の申出があった場合には、サービス利用者は、サービス対象者の家族等とします。
- (1)サービス対象者が、対象疾患に罹患していることを告知されていない場合
- (2) サービス対象者が、認知症、自律神経失調症、躁鬱病、神経症、統合失調症その他これらに類する疾病に罹患している場合
- (3) サービス対象者の病状・治療状況・年齢等によりサービス対象者 本人による本サービスの利用が困難な場合
- 4. サービス利用者から利用申請があった場合、弊社は、サービス対象者の状況に合わせて、無償で医師を紹介します。このとき、医師の予約・受診方法等もあわせてご案内いたします。
- 5.前項の規定に基づき紹介する医師は、対象疾患1症例につき最大3名までとします。(紹介は1名ずつとなります。)
- 6. 本サービスの提供地域は日本国内に限ります。
- 7. 弊社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスを提供しません。
- (1)サービス対象者であることの証明をしない場合
- (2) サービス対象者が、対象疾患に罹患していることが確認できない場合
- (3) 本サービス外のサービスの提供を求める場合
- (4)第5条(必要書類の提出)に定める必要書類の提出がない場合
- (5) サービス対象者が自己の健康に資する以外の目的をもって本サービスを利用しようとする場合
- (6) その他、本サービスの提供に支障をきたすと弊社が認める事象が ある場合

第3条(本サービスの利用)

- 1. サービス利用者は、所定の保険契約の責任開始日以降、本サービスを利用することができます。
- 2. サービス利用者が、本サービスを利用した場合には、サービス対象者およびサービス利用者は本規約に同意したものとみなします。

第4条(本サービスの利用申請)

- 1. 本サービスの利用を希望する場合には、サービス利用者が弊社所定の連絡先に本サービスの利用を申請するものとします。ただし、サービス利用者が未成年の場合には、親権者(後見人が選任されている場合には後見人。)が連絡することを要するものとします。
- 2. 前項に基づく利用申請の受付時間は、弊社所定の時間とします。ただし、弊社は必要に応じて受付時間を変更することができるものとします。この場合、事前または事後にこの変更について契約者に通知し、またはアクサ生命のインターネットホームページ等に記載するなど弊社所定の方法により公表します。

第5条(必要書類の提出)

1. 第2条第3項第1号から第3号に該当する場合、弊社は、サービス対象

- 者の家族等に該当することを証明する書類およびサービス対象者の同意書の提出を求めることがあります。
- 2. 弊社がサービス対象者の病状を把握するために、カルテ等、診断内容に 関する書類の提出が必要と判断した場合には、サービス利用者は弊社 が要求する書類を提出するものとします。
- 3. 紹介先の医師の求めにより、紹介状等、サービス対象者の主治医(対象疾患に罹患したと診断確定した医師)が発行した診療情報提供書の提出が必要となる場合には、サービス利用者は紹介先の医師に当該書類を提出するものとします。
- 4. 弊社が、前2項に定める書類を受領した場合には、当該書類を提出した サービス利用者が、当該書類を提出する権限を正当に有していたもの とみなします。

第6条(諸費用の負担)

本サービスにより紹介された医師の診察を受けるにあたり発生する諸費用や、前条に定める必要書類の取得に要する諸費用等は、サービス利用者が負担するものとします。

第7条(アンケートへの回答)

- 1. 本サービスを利用した場合、サービス利用者には弊社所定のアンケートに回答していただきます。
- 2. 弊社は、アンケートの返信がない場合、アンケートの回答結果に疑義がある場合、またはアンケートの回答項目が満たされていない場合にはサービス利用者に確認することができるものとします。
- 3. サービス対象者およびサービス利用者は、回答いただいたアンケート の内容を回答者が特定できないように処理した上で、弊社がアクサ生 命に提供、または貸与することに同意するものとします。
- 4. アンケートの回答内容にかかわる著作権(著作権法第27条および第28条に定める権利を含みます。)は弊社に移転するものとします。また、サービス利用者は、弊社または弊社より当該著作権を譲り受けた者に対して著作者人格権を行使しないことに同意するものとします。

第8条(サービス利用者の基本的義務)

- サービス利用者は、弊社に対し、以下の事項を遵守する基本的義務を負います。
 - (1)信義誠実の原則に則って本サービスを利用すること
 - (2) 本サービスはサービス対象者のために利用するものとし、非サービス対象者の利用に供する目的で本サービスを利用しないこと
 - (3) 本サービスの趣旨や目的に反する意図を有して、本サービスを利用しないこと
 - (4)他人の名前を利用し、あるいは他人に成りすますなどして、不正の手段を用いて本サービスを利用しないこと、あるいは利用しようとしないこと
 - (5) 弊社および第三者の著作権その他の知的財産物、名誉・信用等を 侵害し、あるいは侵害する恐れのある行為をしないこと
 - (6) 本サービスの運用を混乱させたり、阻害するなどの恐れのある行為、その他、本サービスを模倣したり、類似のサービスを提供する方法により弊社の業務と競業する恐れのある行為をしないこと
- (7) その他、法令、本規約に違反しないこと

第9条(個人情報)

- 1. 本サービスに関してご提供いただく個人情報の利用目的は、本サービスのご案内、ご利用資格の確認、本サービスの提供・維持管理、本サービスの運営管理、本サービスの充実、およびその他本サービスに関連・付随する業務になります。
- 2. サービス対象者およびサービス利用者は、本サービスを利用する場合には、弊社がサービス対象者およびサービス利用者の個人情報を医師および医療機関に提供することについて同意します。
- 3. サービス対象者およびサービス利用者は、サービス対象者の家族等 (サービス対象者、サービス利用者、またはサービス対象者の同意を 得ている家族等に限ります。)から、本サービスの利用申請または本 サービスの利用可否に関する照会があった場合に、弊社が、当該利用

申請を行なった者または利用可否に関する照会を行なった者に対して、本サービスの利用履歴の有無および利用可否を開示することについて同意します。

- 4. サービス対象者およびサービス利用者は、弊社が、サービス対象者に 該当するかどうかの確認、およびアンケートの回答結果の確認・返信状 況の確認を目的として、個人情報をアクサ生命に提供することに同意 します。
- 5. サービス利用者は、本サービスの提供に関してトラブルが生じた場合、 その他アクサ生命と連携をすべき特別の事情がある場合には、それら の目的を達成するために必要最小限の範囲でアクサ生命との間で個 人情報の相互提供を行なうことに同意します。
- 6. 弊社は、本サービスによって知り得たサービス対象者およびサービス利用者ならびにその関係者の個人情報について、第2項から第5項までの規定に基づく提供の場合、および当該情報提供者より別途同意を取得している場合を除き、当該情報提供者以外の第三者に対し、法令に基づく正当な理由なく開示せず、秘密を保持する義務を負います。ただし、第12条(第三者による本サービスの提供)に基づいて本サービスの提供義務を第三者に委託した場合、個人情報を当該委託先に開示することができることとします。

第10条(本サービスの利用権限の喪失)

- 1. 次の各号のいずれかに該当した場合には、本サービスを利用する権利 は失われるものとします。
- (1) サービス対象者を被保険者とする所定の保険契約が有効でなくなった場合(失効、無効、解約、解除、被保険者死亡、消滅など理由の如何を問いません。)
- (2) その他、サービス対象者またはサービス利用者が本規約に違反した場合等、弊社が本サービスの提供を不適当と認めた場合
- 2. 前項にかかわらず、前項第1号に基づき本サービスを利用する権利が 失われた場合であっても、保険契約の復活により、所定の保険契約が有 効になった場合には、所定の保険契約の復活時における責任開始日以 後については、本サービスを利用する権利は失われていなかったもの として取り扱います。

第11条(通知)

- 1. サービス利用者は本サービスの利用申請後に、サービス利用者の氏名、住所、または電話番号に変更が生じた場合に、ただちに弊社に通知をしてください。
- 2. サービス利用者が弊社に通知した最終の住所宛に弊社が郵便物を送付した場合、サービス利用者に通知が到達したものとみなします。

第12条(第三者による本サービスの提供)

弊社は、本サービスの提供義務の全部または一部を第三者に委託することができるものとします。

第13条(免責事項)

- 1. 弊社は、適切に本サービスを提供すべく努力します。ただし、弊社は サービス対象者の病状が本サービスを利用することにより治癒され ることや改善されることを一切保証しません。
- 2. 弊社は、第2条(本サービスの提供)に定めるとおりに本サービスを提供するよう努力します。ただし、天災地変、風水害、システム障害、その他特別な事情により本サービスを提供できない状態になる場合があります。この場合でも、弊社は何ら責任を負わないものとします。
- 3. サービス利用者は本サービスを自己の責任で利用するものとし、サービス利用者が本サービスを利用することにより、結果としてサービス対象者の病状悪化を惹起した場合でも、弊社は何ら責任を負いません。
- 4. 弊社は、弊社が紹介した医師の行為については一切責任を負いません。
- 5. 本サービスを利用したことにより、サービス対象者が、対象疾患に罹患していること、またはその疑いがあることを知らないサービス関係者のいずれかが、その事実を知ることになってしまった場合といえども、弊社は何ら責任を負いません。
- 6. サービス対象者およびサービス利用者は、本サービスの全部または一部を利用しなかった場合といえども、本サービスの価値に相当する

金銭の支払を弊社に求めることはできません。

7. 前6項のほか、弊社はサービス利用者が本サービスを利用したこと、または利用できなかったことに伴い発生した一切の損害について何ら責任を負いません。

第14条(サービス内容の変更)

弊社は、契約者に事前もしくは事後に通知することにより、またはアクサ 生命のインターネットホームページ等に記載するなど弊社所定の方法に より公表することにより、本サービスの内容を変更または廃止することが できるものとします。

第15条(第三者サービスの紹介)

- 1. 弊社は、第三者が提供する各種サービスを紹介する場合があります。 この場合、サービス利用者は直接当該第三者とサービスについて契 約を行なうものとし、弊社は紹介以外の事項に一切関与しないものと します。
- 2. 弊社は、第三者が提供するサービスについては責任(説明責任・履行 責任など一切を含みます。)を一切負いません。

第16条(規約の変更)

弊社は、本規約について、契約者に事前もしくは事後に通知することにより、またはアクサ生命のインターネットホームページ等に記載するなど弊社 所定の方法により公表することにより、本規約の内容を変更または廃止することがあります。

この場合、変更日以降は変更後の本規約を適用し、廃止日以降は本規約 の適用を終了します。

第17条(準拠法)

本規約に基づく契約の成立、効力、解釈および履行については、日本国法を準拠法とするものとします。

第18条(合意管轄)

本サービスの利用に伴う紛争については誠実な協議により解決するものとしますが、協議により解決できない場合には、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることとします。

第19条(存続条項

本規約に基づく契約終了後といえども第7条(アンケートへの回答)、第8条(サービス利用者の基本的義務)、第9条(個人情報)、第13条(免責事項)、第17条(準拠法)および第18条(合意管轄)は有効に存続するものとします。

別表

- 本サービスの対象疾患は次のとおりです。
- (1) 広義のがん(良性脳腫瘍を含みます。)
- (2) 心臓疾患(原則、手術を必要とするものをいいます。)
- (3) 脳卒中(原則、手術を必要とするものをいいます。)
- (4) 肝臓病(原則、手術を必要とするものをいいます。)
- (5) 眼科疾患(原則、手術を必要とするものをいいます。) (6) 整形外科疾患(原則、手術を必要とするものをいいます。)
- (7)婦人科疾患(原則、手術を必要とするものをいいます。また、不妊治療は除きます。)
- (8) その他疾患(いわゆる難病の一部などもご利用いただける場合があります。)

別表2

所定の保険契約とは、次の保険契約をいいます。

(1) 「Medi-A×N(メディ・アン)」 (限定告知・無解約払戻金型終身医療保険14)

Best Doctors®およびベストドクターズはBest Doctors, Inc.の商標です。